

①「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者に対する質問

番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答	備考
1	能代港利用予定について	公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所について、港湾用地を能代港湾管理者（秋田県）より借り受ける予定があれば、その範囲と期間をご教示下さい。 （先行事業者の能代港湾管理者との賃貸借契約前では、仮に能代港湾事業者にお問い合わせを行っても、希望する場所及び期間の貸借の可否が正確にわからない可能性があるため）	別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。	別添1：能代港利用計画
2	能代港利用予定について	公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所で先行事業者が借り受けている港湾用地について、最終的な原状回復を後続事業者が実施することを能代港湾管理者（秋田県）が認めた場合、先行事業者の設定した利用期限以前に契約を終了し、後続事業者が利用可能になるような調整は可能だと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	原状回復の取扱いについては港湾管理者（秋田県）の指示に従うこととなるため、現時点においては回答を差し控えていただきます。	
3	能代港利用予定について	公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8haおよび、それ以外に港湾管理者より借り受ける予定の土地について、選定事業者にて地盤改良を実施する計画がある場合は、改良後の仕様（地耐力及び範囲）についてご教示下さい。	地盤改良に係る原状変更については各施設管理者との今後の協議事項であるため、現時点においては回答を差し控えていただきます。	
4	能代港利用予定について	公募占有指針の別添3で示されている岸壁の前面海域において、選定事業者にて底質の地盤改良（砕石置換など）を行う計画がある場合は、改良後の仕様（地耐力及び範囲）についてご教示下さい。	岸壁前面海域は、現時点において底質の地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地盤改良が必要となる可能性はあります。	
5	中島地区の利用について	先行事業者において中島1～2号・物揚げ場岸壁及びその背面のOM拠点として使用される場合、使用エリア（船舶等の岸壁利用も含む）及び拠点建設スケジュールをご教示下さい。	別添1の通り、中島1号岸壁または2号岸壁及びその背後地をO&M拠点として利用する計画です。利用開始は2026年9月からを予定しています。ただし、今後、港湾管理者（秋田県）および先行利用者との調整により変更となる可能性があることにご留意願います。	別添1：能代港中島地区利用計画
6	港湾整備について	能代港の埠頭及び隣接する秋田県管理のエリアを利用するにあたり、国の港湾整備計画以外に、先行事業者が独自に港の整備を実施予定の場合は、その概要（利用範囲、利用時期や使用後の復旧方法等）をご教示ください。加えて、地耐力強化（海底面も含む）を実施予定の場合は、その範囲と仕様及び使用後の復旧方法もご教示ください。	地盤改良に係る原状変更については各施設管理者との今後の協議事項であるため、現時点においては回答を差し控えていただきます。 また、現段階で岸壁前面の海底地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地盤改良が必要となる可能性はあります。	
7	風車のレイアウトと機種について	先行事業の風車から受ける影響を考慮して発電量解析を実施したいと考えています。分析には先行事業の風車機種と設置位置の座標が必要となりますので、ご教示ください。	公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概要説明」 ・2022年12月13日付で認定を受けた「公募占有計画の概要」及び「促進区域内海域の占有の区域」 なお、具体的な座標等の提示は、選定事業者の選定後に個別の調整とさせていただきます。 また、現段階の計画であるため、今後変更となる可能性があることにご留意ください。	

①「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者に対する質問

番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答	備考
8	送変電設備について	洋上発電設備から系統連系点までの、送変電設備について、ルート、電圧、ケーブルサイズ、埋設断面、工事内容、工事工程をご教示ください。	公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概要説明」 ・2022年12月13日付で認定を受けた「公募占用計画の概要」及び「促進区域内海域の占用の区域」 なお、具体的なルート等は、選定事業者の選定後に個別の調整とさせていただきます。 また、現段階の計画であるため、今後変更となる可能性があることにご留意ください。	
9	港湾の利用計画について	能代港における、促進区域と一体的に利用できる港湾の埠頭用地以外に利用する計画となっている埠頭用地（公共埠頭用地を含む）や土地があればお示し頂きたい。また、SEP船等の建設用船舶の荒天時の退避先として、防波堤内に利用する場所があればお示し頂きたい。	別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。 また、SEP船等の建設用船舶の荒天時の退避先については、今後、関係者と協議を行っていく予定です。	別添1：能代港利用計画
10	港湾の利用計画について	促進区域と一体的に利用できる港湾の埠頭用地（大森埠頭）を令和11年4月1日に引き渡す際の整備仕様（各エリアの地耐力、埠頭内の輸送道路の整備有無（有の場合は許容される輪荷重）、敷き鉄板や資機材仮置き用の設備有無、など）をお示し頂きたい。	原状回復については海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）第34条記載のとおり、地方整備局副局長および港湾管理者殿の指示に従うこととなるため現時点においては回答を差し控えさせていただきます。	
11	独自に調整した港湾の利用計画について	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」計画の建設・維持管理・撤去の各段階において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」とは別に、独自に調整した港湾を利用する予定である場合、以下の事項についてご教示願いたい。 1.当該港湾の利用エリア 2.当該港湾の利用スケジュール 3.当該港湾の地盤改良等の改変を伴う場合、その仕様・範囲等の計画。（特に建設時）	別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。 なお、地耐力強化範囲や仕様、復旧方法については、今後、調査・検討及び港湾管理者との協議を行う予定のため現時点においては回答を差し控えさせていただきます。	別添1：能代港利用計画
12	工事期間について	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の工事期間については、冬場も含まれているか。特にハタハタなどの漁場への影響も踏まえた対応を行っているか。	現時点では、海域における冬場の工事を想定していません。	

①「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者に対する質問

番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答	備考
13	能代港利用時期について	秋田県能代市・三種町および男鹿市沖における第4回法定協議会（2022年9月27日開催）の資料5 および2022年12月13日に発表された公募占用計画認定の別添1-1で主要工程が示されており、下段に『上記スケジュールは現時点の計画であり、今後、関係者との協議を踏まえ、必要に応じて都度見直しを図ってまいります』との記載がありますが、基地港湾である能代港の利用期間については後続案件に影響を及ぼすため、変更されることはないという認識で良いでしょうか。万が一、何らかの理由により能代港の利用期間を変更する必要性が生じた場合、その時点で公募占用計画が認定されている後続案件のうち、能代港を利用する計画となっている案件が利用する期間を外した利用期間が設定されると理解していますが、よろしいでしょうか。	2022年12月13日の公募占用計画認定以降、現時点において能代港の利用期間に変更はありませんが、今後、関係者との調整等により変更となる可能性があります。 万が一、何らかの理由により能代港の利用期間を変更する必要性が生じた場合の取扱いについては、国・港湾管理者・他の借受者との協議事項と理解しています。	
14	能代港大森埠頭以外の利用岸壁及び後背地について	促進区域と一体的に利用可能な港湾である能代港大森埠頭以外に、建設工事時において利用される能代港の岸壁と後背地の範囲、及び利用時期を御教示下さい。基礎、洗掘防止工、海底ケーブル、風車、工事種別毎に御教示頂きますと幸いです。	別添1をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。	別添1：能代港利用計画
15	風車及びケーブルルートの座標について	能代三種男鹿海域における全ての風車配置、ケーブルルートの座標を御教示下さい。すべてが難しい場合、もっとも北側の陸揚げ点より北側を御教示頂きたい。八峰町及び能代市沖の計画において、海底ケーブルの交差等の懸念がある場所の有無を確認したいです。	公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概要説明」 ・2022年12月13日付で認定を受けた「公募占用計画の概要」及び「促進区域内海域の占用の区域」 なお、現段階の計画であるため、今後変更となる可能性があることにご留意ください。 また、能代市、三種町及び男鹿市沖促進区域内への海底ケーブルの敷設にあたっては、建設・運転/維持管理・撤去に支障とならない離隔距離を確保する必要があると考えていますが、具体的には選定事業者の選定後に個別協議とさせていただきます。	
16	OM基地港について	洋上風力発電所の運転開始後の維持管理を行う基地港及び利用する岸壁を御教示頂きますでしょうか。	別添1の通り、中島1号岸壁または2号岸壁及びその背後地をO&M拠点として利用する計画です。 ただし、今後、港湾管理者（秋田県）および先行利用者との調整により変更となる可能性があることにご留意願います。	別添1：能代港利用計画
17	占用区域の北端の他公募での利用について	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」の占用区域の北端350m程度のエリアについて、他公募の海底送電線の占用に供することは可能でしょうか。	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖促進区域内における海底送電線の占用にあたっては、建設・運転/維持管理・撤去に支障とならない離隔距離を確保する必要があると考えていますが、具体的には選定事業者の選定後に個別協議とさせていただきます。	

①「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者に対する質問

番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」選定事業者による回答	備考
18	基地港の設備について	基地港設備の共用については、ラウンド2選定後において、選定事業者が必要に応じて「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭における他の借受者と調整を行えることになっているが、選定の暁には情報開示及び打ち合わせに応じて頂けることをご確認ください。	選定事業者の選定後に協議、調整させていただきます。	
19	使用期間について	能代港の使用において、R1で使用を開始する期間が変更となった場合、タイムリーに通知頂きたいと考えております。事業選定後に、定期的（例：3か月間毎）に打ち合わせをさせていただくことは可能でしょうか。	選定事業者の選定後に協議、調整させていただきます。	
20	サプライチェーンについて	今回のラウンド2では公募指針の要求上、運転開始時期が能代・由利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。この中で県内の洋上風力事業のサプライチェーンを選定事業者毎に変え、不整合を起すこと、或いは地域軋轢を生むような占用計画の認定は避けるべきで、サプライチェーン計画は中長期の持続可能性と共に「確からしさ」を国・県に評価頂く必要があると考えます。先行する貴社ラウンド1のサプライチェーンの考え方、現状、今後の予定を開示頂けないでしょうか。	当社は公募評価に言及する立場にありませんが、サプライチェーンについては、協力会社との守秘義務があるため、具体的な計画については、回答を差し控えさせていただきます。選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。	
21	地域共生策について	今回のラウンド2では公募指針の要求上、運転開始時期が能代・由利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。また、洋上風力の人材育成や地域共生策は秋田県内で不公平感が出ないよう、複数の選定事業者が一体で取り組むことが、実効性のある地域（県内）貢献と考えます。換言すると、ラウンド1と一体感のない地域貢献策の実現性（確からしさ）を県・協議会構成員が評価することは現実的に困難と考えています。貴社の現在の計画（概要、今後の予定）について開示頂けないでしょうか。	当社は公募評価に言及する立場にありませんが、地域貢献策の詳細については、協力会社との守秘義務があるため、回答を差し控えさせていただきます。選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。 なお、公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における第4回協議会資料「事業概要説明」 ・2022年12月13日付で認定を受けた「公募占用計画の概要」	

②「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」選定事業者に対する質問

番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」選定事業者による回答	備考
1	秋田港利用について	<p>公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所について、港湾用地を秋田港湾管理者（秋田県）より借り受ける予定があれば、その範囲と期間をご教示下さい。</p> <p>（先行事業者の秋田港管理者との賃貸借契約前では、仮に秋田港湾事業者に問い合わせを行っても、希望する場所及び期間の貸借の可否が正確にわからない可能性があるため）</p>	<p>別添2及び別添3をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。</p>	<p>別添2：秋田港利用計画 別添3：船川港利用計画</p>
2	秋田港利用について	<p>公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8ha以外の場所で先行事業者が借り受けている港湾用地について、最終的な原状回復を後続事業者が実施することを秋田港湾管理者（秋田県）が認めた場合、先行事業者の設定した利用期限以前に契約を終了し、後続事業者が利用可能になるような調整は可能だと理解しておりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>原状回復の取扱いについては港湾管理者（秋田県）の指示に従うこととなるため、現時点においては回答を差し控えてさせていただきます。</p>	
3	秋田港利用について	<p>公募占有指針の別添3で示されている埠頭用地約8haおよび、それ以外に港湾管理者より借り受ける予定の土地について、選定事業者にて地盤改良を実施する計画がある場合は、改良後の仕様（地耐力及び範囲）についてご教示下さい。</p>	<p>地盤改良に係る原状変更については各施設管理者との今後の協議事項であるため、現時点においては回答を差し控えてさせていただきます。</p>	
4	秋田港利用について	<p>公募占有指針の別添3で示されている岸壁の前面海域において、選定事業者にて底質の地盤改良（砕石置換など）を行う計画がある場合は、改良後の仕様（地耐力及び範囲）についてご教示下さい。</p>	<p>岸壁前面海域は、現時点において底質の地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地盤改良が必要となる可能性はあります。</p>	
5	港湾整備について	<p>秋田港の埠頭及び隣接する秋田県管理のエリアを利用するにあたり、国の港湾整備計画以外に、先行事業者が独自に港の整備を実施予定の場合は、その概要(利用範囲、利用時期や使用後の復旧方法等)をご教示ください。加えて、地耐力強化(海底面も含む)を実施予定の場合は、その範囲と仕様及び使用後の復旧方法もご教示ください。</p>	<p>地盤改良に係る原状変更については各施設管理者との今後の協議事項であるため、現時点においては回答を差し控えてさせていただきます。</p> <p>また、現段階で岸壁前面の海底地盤改良を実施する計画はありませんが、今後の調査・検討により地盤改良が必要となる可能性はあります。</p>	
6	港湾の利用計画について	<p>秋田港における、促進区域と一体的に利用できる港湾の埠頭用地以外に利用する計画となっている埠頭用地（公共埠頭用地を含む）や土地があればお示し頂きたい。また、SEP船等の建設用船舶の荒天時の退避先として、防波堤内に利用する場所があればお示し頂きたい。</p>	<p>別添2及び別添3をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。</p> <p>また、SEP船等の建設用船舶の荒天時の退避先については、今後、関係者と協議を行っていく予定です。</p>	<p>別添2：秋田港利用計画 別添3：船川港利用計画</p>

②「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」選定事業者に対する質問

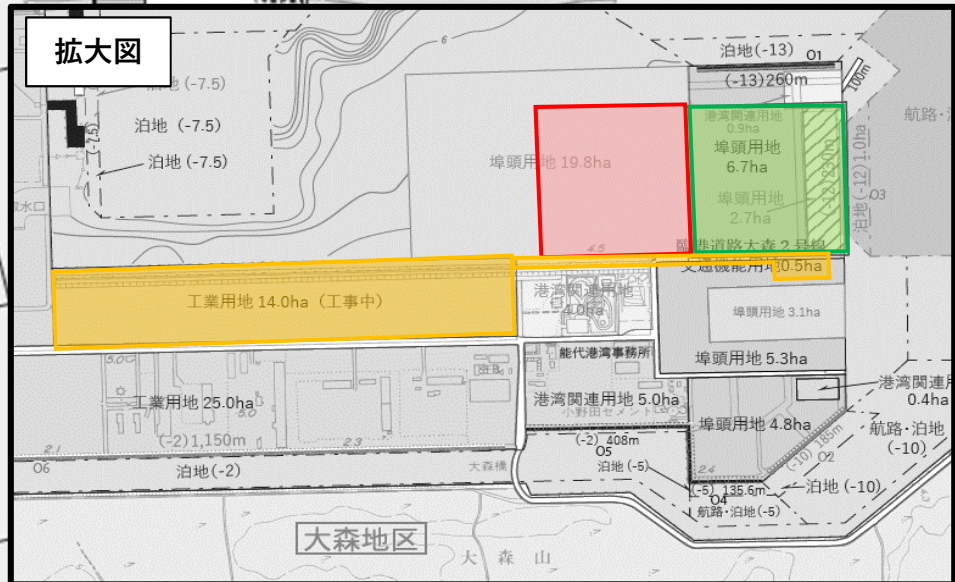
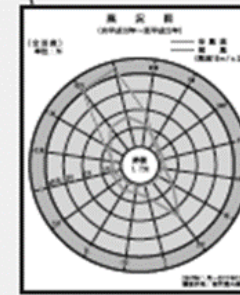
番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」選定事業者による回答	備考
7	独自に調整した港湾の利用計画について	「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」計画の建設・維持管理・撤去の各段階において、「促進区域と一体的に利用できる港湾」とは別に、独自に調整した港湾を利用する予定である場合、以下の事項についてご教示願いたい。 1.当該港湾の利用エリア 2.当該港湾の利用スケジュール 3.当該港湾の地盤改良等の改変を伴う場合、その仕様・範囲等の計画。（特に建設時）	別添2及び別添3をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。 なお、地耐力強化範囲や仕様、復旧方法については、今後、調査・検討及び港湾管理者との協議を行う予定のため現時点においては回答を差し控えてさせていただきます。	別添2：秋田港利用計画 別添3：船川港利用計画
8	工事期間について	秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」の工事期間については、冬場も含まれているか。特にハタハタなどの漁場への影響も踏まえた対応を行っているか。	現時点では、海域における冬場の工事を想定していません。	
9	秋田港利用時期について	秋田県由利本荘市沖における第4回法定協議会（2022年9月27日開催）の資料5および2022年12月13日に発表された公募占用計画認定の別添1-2で主要工程が示されており、下段に『上記スケジュールは現時点の計画であり、今後、関係者との協議を踏まえ、必要に応じて都度見直しを図ってまいります』との記載がありますが、基地港湾である秋田港の利用期間については後続案件に影響を及ぼすため、変更されることはないという認識で良いでしょうか。万が一、何らかの理由により秋田港の利用期間を変更する必要性が生じた場合、その時点で公募占用計画が認定されている後続案件のうち、秋田港を利用する計画となっている案件が利用する期間を外した利用期間が設定されると理解していますが、よろしいでしょうか。	2022年12月13日の公募占用計画認定以降、現時点において秋田港の利用期間に変更はありませんが、今後、関係者との調整等により変更となる可能性があります。 万が一、何らかの理由により能代港の利用期間を変更する必要性が生じた場合の取扱いについては、国・港湾管理者・他の借受者との協議事項と理解しています。	
10	秋田港飯島埠頭以外の利用岸壁及び後背地について	促進区域と一体的に利用可能な港湾である秋田港飯島埠頭以外に、建設工事時において利用される秋田港の岸壁と後背地の範囲、及び利用時期を御教示下さい。基礎、洗掘防止工、海底ケーブル、風車、工事種別毎に御教示頂きますと幸甚です。	別添2をご参照ください。ただし、現段階の計画であるため、変更となる可能性があることにご留意ください。	別添2：秋田港利用計画
11	OM基地港について	洋上風力発電所の運転開始後の維持管理を行う基地港及び利用する岸壁を御教示頂けますでしょうか。	別添4の通り、本荘港をO&M拠点として利用する計画です。 ただし、今後、港湾管理者（秋田県）および先行利用者との調整により変更となる可能性があることにご留意願います	別添4：本荘港利用計画
12	基地港の設備について	基地港設備の共用については、ラウンド2選定後において、選定事業者が必要に応じて「促進区域と一体的に利用できる港湾」の埠頭における他の借受者と調整を行えることになっているが、選定の暁には情報開示及び打ち合わせに応じて頂けることをご確認ください。	選定事業者の選定後に協議、調整させていただきます。	

②「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」選定事業者に対する質問

番号	質問項目	公募参加予定者による質問	「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」選定事業者による回答	備考
13	使用期間について	秋田港の使用において、R1で使用を開始する期間が変更となった場合、タイムリーに通知頂きたいと考えております。事業選定後に、定期的（例：3か月間毎）に打ち合わせをさせていただくことは可能でしょうか。	選定事業者の選定後に協議、調整させていただきます。	
14	サプライチェーンについて	今回のラウンド2では公募指針の要求上、運転開始時期が能代・由利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。この中で県内の洋上風力事業のサプライチェーンを選定事業者毎に変え、不整合を起こすこと、或いは地域軋轢を生むような占用計画の認定は避けるべきで、サプライチェーン計画は中長期の持続可能性と共に「確からしさ」を国・県に評価頂く必要があると考えます。先行する貴社ラウンド1のサプライチェーンの考え方、現状、今後の予定を開示頂けないでしょうか。	当社は公募評価に言及する立場にありませんが、サプライチェーンについては、協力会社との守秘義務があるため、具体的な計画については、回答を差し控えさせていただきます。選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。	
15	地域共生策について	今回のラウンド2では公募指針の要求上、運転開始時期が能代・由利本荘プロジェクトと近接することが想定されます。また、洋上風力の人材育成や地域共生策は秋田県内で不公平感が出ないよう、複数の選定事業者が一体で取り組むことが、実効性のある地域（県内）貢献と考えます。換言すると、ラウンド1と一体感のない地域貢献策の実現性（確からしさ）を県・協議会構成員が評価することは現実的に困難と考えています。貴社の現在の計画（概要、今後の予定）について開示頂けないでしょうか。	当社は公募評価に言及する立場にありませんが、地域貢献策の詳細については、協力会社との守秘義務があるため、回答を差し控えさせていただきます。選定事業者の選定後に必要に応じて協議、調整させていただきます。なお、公表されている以下の資料をご参照下さい。 ・2022年9月27日に開催された秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における第4回協議会資料「事業概要説明」 ・2022年12月13日付で認定を受けた「公募占用計画の概要」	

別添1：能代港利用計画図

能代港港湾計画図 S=1:10,000



大森地区埋立用地 (埠頭用地)

基地港

中島地区1号岸壁又は2号岸壁
背後港湾関連用地

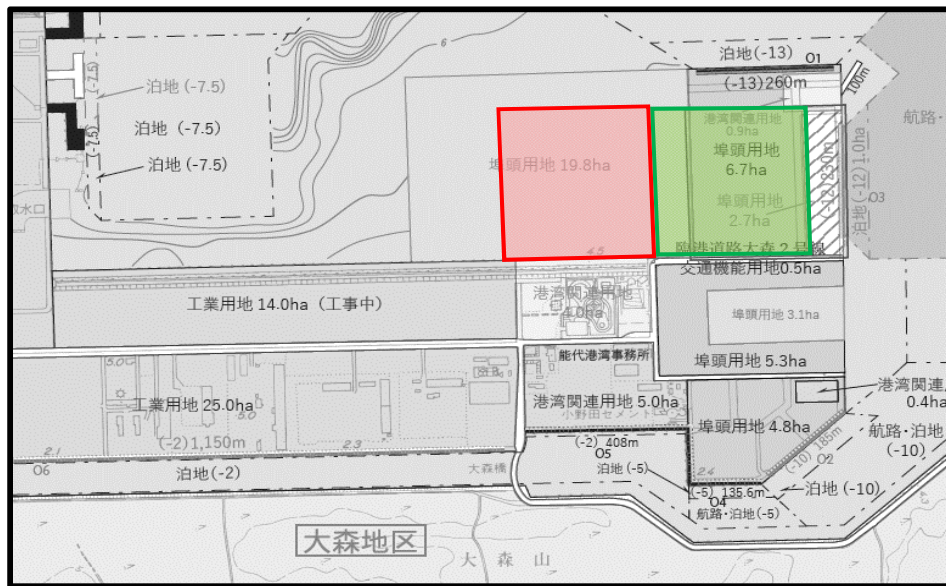
大森地区工業用地
(運搬経路として臨港道路及び埠頭用地)

1. 建設基地港

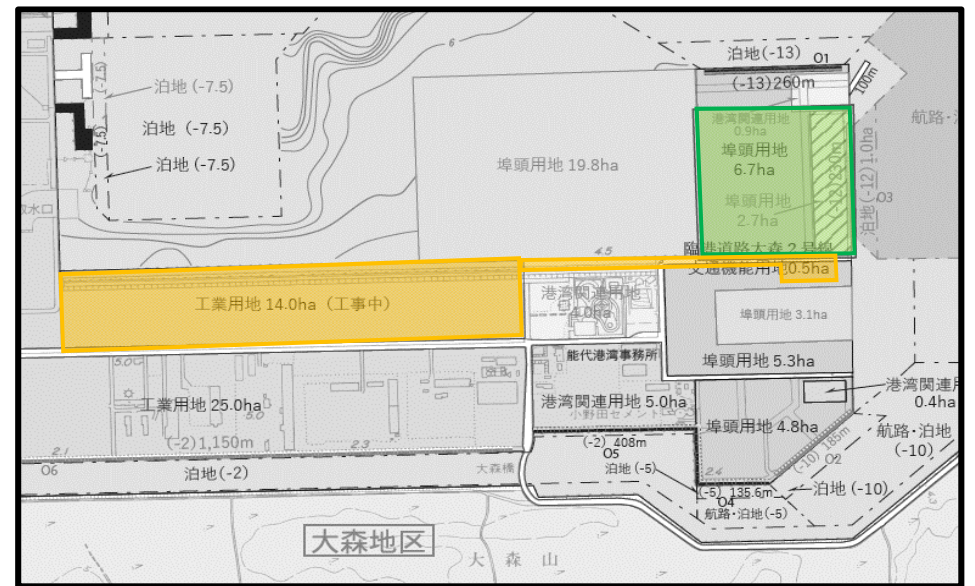
【利用予定期間】

- ・ 建設：2026年4月～2029年3月
- ・ 維持管理及び運用：風車修理等必要に応じて利用する可能性あり
- ・ 撤去：2051年10月～2053年6月

(1) ケース1 (大森地区埋立拡張用地利用可能の場合)



(2) ケース2 (大森地区埋立拡張用地利用不可の場合)



2. OM拠点港

【利用予定期間】 2026年9月～



別添4：本荘港利用計画図

